



2015賃金確定闘争に関する「最終回答」が示されました！

2015年11月17日に2015賃金確定闘争課題に関する「最終回答」が道当局から示されました。

今回の回答では、「給与改定」「人事評価制度」などに触れられ、「給与改定」については、人事委員会勧告どおりの実施とされます。初任給においては2,500円程度引き上げられ、若年層についても同程度の改定、また、期末・勤勉手当（一時金）については0.05月分引き上げられ、年間支給割合が4.10月とされることとなりました。

「人事評価制度」については、「昨年度から行われている査定昇給の運用状況（A区分を凍結し、その分B区分に配分する。若年層職員に上位区分枠を重点配分するなど）を検証した上で、取扱いを検討する」との前向きな考えが示されました。

また、若年層職員については、続けて下位区分に判定しないといった、できる限り昇給区分を下位区分としないとするような、人材育成重視の考えが示されています。



《主な最終回答の内容》

○給与改定

若年層の2,500円程度の引上げ改定
勤勉手当の0.05月分引上げ

○人事評価制度

若年層に上位区分の重点配分
人材育成重視の取扱

しかしながら、賃金については、6月に行った『青年部独自要求アンケート』では、1ヶ月の賃金が平均して30,000円程度足りていないと集約されており、2,500円程度の引き上げでは、まだまだ賃金が不足している実態は改善されません。

また、人事評価制度については、そもそも制度内容がまだ不十分であり、職場からは「目標をどう設定すれば良いのか分からない」「提案されている制度内容だと、平等に評価されないのでないか」といった声が出されています。

これらの実態や課題については、今後の機関紙などでお知らせしていきます。

引き続き生活職場環境の改善に向けて、団結して頑張りましょう！！

